



平成 21 年 6 月 25 日

各 位

会 社 名 日商エレクトロニクス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 大橋 文雄  
(コード番号 9865 東証第 1 部)  
問合せ先 経営企画部長 三浦 靖治  
(TEL . 03 3544 8437)

## 定款一部変更および全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 6 月 25 日開催の取締役会において、当社定款の一部変更および当社による全部取得条項付普通株式（下記において定義します。）の全部取得について、平成 21 年 7 月 28 日開催予定の臨時株主総会および普通株主様による種類株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

・ 当社定款の一部変更（定款一部変更の件 A および B）

1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件（定款一部変更の件 A）

(1) 変更の理由

当社の親会社である双日株式会社（以下「双日」といいます。）は、平成 21 年 3 月 2 日から同年 4 月 27 日まで当社の普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、平成 21 年 5 月 8 日の決済日をもって当社普通株式 8,503,523 株を取得し当社普通株式 19,968,123 株を保有するに至っており、その総株主の議決権の数に対する所有割合は 75.7%となります。なお、本日現在の当社の発行済株式総数 27,170,912 株から、平成 21 年 5 月 15 日現在で当社が保有する自己株式数 802,206 株を控除した株式数 26,368,706 株に係る議決権数を基準に算出しております。

双日は、本公開買付けに係る公開買付届出書や平成 21 年 2 月 27 日付プレスリリース等において表明しているとおり、双日および住友商事株式会社（以下「住友商事」といいます。）が合わせて当社の発行済株式総数（自己株式を除きます。）の全てを所有することにより、双日および住友商事による当社の完全支配化を企図しております（以下「完全支配化」といいます。）。また、当社といたしましても、平成 21 年 2 月

27日付当社プレスリリース「双日株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同表明のお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当社は、経営環境等について分析・検討を行い、双日との間で十分協議および交渉を行った結果、双日および当社の保有する経営資源を相互補完的に活用し、それらの力を組み合わせることで一層魅力あるICT(Information and Communication Technology)ソリューション&サービスの創出ならびに提供が可能となることに加えて、これらを国内市場のみならず海外市場で展開していくことで、双日および当社の企業価値の更なる向上を図ることができるものと判断いたしました。

以上を踏まえ、当社では以下の方法により、双日および住友商事による当社の完全支配化手続を行うことといたしました(以下、総称して「本完全支配化手続」といいます。)

当社定款の一部を変更し、種類株式を発行する旨の定めを新設いたします。

上記による変更後の当社定款の一部を変更し、当社普通株式に、当社が株主総会の決議によってその全部を取得する全部取得条項(以下「全部取得条項」といいます。)を付す旨の定めを新設いたします。なお、全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。

会社法第171条第1項ならびに上記およびによる変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、株主様から当社の全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、当社は、各株主様(当社自身を除きます。)に対して、取得の対価として当社種類株式を交付いたします。この際、双日および住友商事以外の株主様に割当てられる当社の種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

定款一部変更の件Aは、本完全支配化手続のうち上記を実施するものであり、会社法第171条第1項および第108条第1項第7号の規定により、全部取得条項の付された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから、当社が種類株式発行会社となるため、種類株式を発行する旨の定めを新設するものであります。かかる種類株式としては、以下の内容のA種種類株式を設けることとしております。なお、下記「全部取得条項付普通株式の取得」でご説明いたしますとおり、上記における全部取得条項付普通株式の取得の対価はA種種類株式としております。

会社法第171条ならびに上記およびによる変更後の当社定款の定めに従って当社が株主総会の決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得した場合(すなわち、本完全支配化手続を実施した場合)上記のとおり、双日および住友商事以外の各株主様に対する取得の対価としての当社A種種類株式は、1株未満の端数となる予定です。

株主様に対する A 種種類株式の割当ての結果生じる 1 株未満の端数につきましては、その合計数（ただし、会社法第 234 条第 1 項により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する株式は、会社法第 234 条の定めに従ってこれを売却し、その売却により得られた代金をその端数に応じて株主様に交付します。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て当社 A 種種類株式を双日に対して売却することを予定しております。この場合の当社 A 種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、別途定める基準日において各株主様が保有する当社普通株式数に 1,000 円（双日が本公開買付けを行った際における買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を各株主様に交付できるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合があります。

以上により、定款一部変更の件 A は、本完全支配化手続のうち上記 として、当社が種類株式発行会社となるとともに、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得の対価とするための A 種種類株式について規定を設けるほか、所要の変更を行うものであります。

また、現行定款第 6 条におきまして、これまで当社は、100 株を 1 単位として規定していたところ、同第 6 条は、当社普通株式に単元株式数を定めるものであるため、普通株式と定款一部変更の件 A で設けられる A 種種類株式との区別を明確にするために所要の変更を行うものであります（定款一部変更の件 A で設けられる A 種種類株式には単元株式数を設けません。）

なお、定款一部変更の件 A に係る定款変更は、定款一部変更の件 A が承認可決された時点から効力を生ずるものとします。

## （2）変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

現 行 定 款	定款一部変更の件 A による変更案
第 1 条 ~ 第 4 条（記載省略） 第 5 条（発行可能株式総数および自己の株式の取得） 当会社の発行可能株式総数は、 100,000,000 株とする。	第 1 条 ~ 第 4 条（現行どおり） 第 5 条（発行可能株式総数および自己の株式の取得） 当会社の発行可能株式総数は、 100,000,000 株とし、このうち普通株式 <u>の発行可能種類株式総数は 99,999,900</u> <u>株、A 種種類株式の発行可能種類株式総</u> <u>数は 100 株とする。</u>

当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。

(新 設)

第 6 条 (単元株式数)

当社の単元株式数は、100 株とする。

第 7 条 ~ 第 16 条 (記載省略)

(新 設)

当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。

第 5 条の 2 (A 種種類株式)

当社は、残余財産を分配するときは、A 種種類株式を有する株主(以下「A 種株主」という。)または A 種種類株式の登録株式質権者(以下「A 種登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A 種種類株式 1 株につき、1 円(以下「A 種残余財産分配額」という。)を支払う。A 種株主または A 種登録株式質権者に対して A 種残余財産分配額の金額が分配された後、普通株主または普通登録株式質権者に対して残余財産の分配をする場合には、A 種株主または A 種登録株式質権者は、A 種種類株式 1 株当たり、普通株式 720,325 株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。

第 6 条 (単元株式数)

当社の普通株式の単元株式数は、100 株とし、A 種種類株式の単元株式数は、1 株とする。

第 7 条 ~ 第 16 条 (現行どおり)

第 17 条 (種類株主総会)

第 11 条第 2 項、第 12 条乃至第 15 条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。

第 10 条第 1 項の規定は、定時株主総会において決議する事項が、当該決議のほか、種類株主総会の決議を必要とする

<p>第 17 条 ~ 第 39 条 (記載省略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>第 1 条 ~ 第 3 条 (記載省略)</p> <p>第 4 条 この定款の変更は平成 21 年 6 月 25 日から実施する。</p>	<p><u>場合における当該種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p><u>第 16 条第 1 項の規定は、会社法第 324 条第 1 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> <p><u>第 16 条第 2 項の規定は、会社法第 324 条第 2 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> <p>第 18 条 ~ 第 40 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>第 1 条 ~ 第 3 条 (現行どおり)</p> <p>第 4 条 この定款の変更は平成 21 年 7 月 28 日から実施する。</p>
---	---

## 2. 全部取得条項を付すための定款一部変更の件 (定款一部変更の件 B)

### (1) 変更の理由

定款一部変更の件 A でご説明しておりますとおり、双日および当社の保有する経営資源を相互補完的に活用し、それらの力を組み合わせることで一層魅力ある ICT (Information and Communication Technology) ソリューション & サービスの創出ならびに提供が可能となることに加えて、これらを国内市場のみならず海外市場で展開していくことで、双日および当社の企業価値の更なる向上を図ることができるものと判断いたしました。

定款一部変更の件 B は、本完全支配化手続のうち として、定款一部変更の件 A による変更後の定款を一部変更し、当社普通株式に、全部取得条項を付す旨の定めとして、追加変更案第 5 条の 3 を新設するものであります。定款一部変更の件 B が承認された場合には、当社普通株式は全て全部取得条項付普通株式となります。

また、本完全支配化手続の の後、株主総会の決議によって当社は株主様 (当社自身を除きます。) から全部取得条項付普通株式を取得しますが (本完全支配化手続の ) 当該取得と引換えに当社が株主様に交付する取得の対価は、定款一部変更の件 A により設けられる A 種種類株式とし、当社が全部取得条項付普通株式 1 株につき株主様に割当てる A 種種類株式の数は、双日および住友商事以外の各株主様に対して当社が割当てる A 種種類株式の数が 1 株未満の端数となるように、720,325 分の 1 株としております。

なお、定款一部変更の件 B に係る定款変更の効力発生日は、平成 21 年 9 月 4 日といたします。

## (2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。定款一部変更の件 A による変更後の定款の規定を追加変更するものであります。なお、定款一部変更の件 B に係る定款変更の効力発生は、定款一部変更の件 A および普通株主様による種類株主総会において定款一部変更の件 B と同内容の変更案の議案のご承認が得られることを条件といたします。

(下線は変更部分)

定款一部変更の件 A による変更後の定款	定款一部変更の件 B による追加変更案
(新設)	<u>第 5 条の 3 (全部取得条項)</u> 当社が発行する普通株式は、当社が株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。当社が普通株式の全部を取得する場合には、当社は、普通株式の取得と引換えに、普通株式 1 株につき A 種種類株式を 720,325 分の 1 株の割合をもって交付する。

## 3. 定款一部変更の件 A および B に関する日程の概略 (予定)

上記定款一部変更の件 A および B に関する日程の概略 (予定) は以下の通りです。

臨時株主総会および普通株主様による種類株主総会開催日	平成 21 年 7 月 28 日(火)
定款一部変更の件 A の効力発生日	平成 21 年 7 月 28 日(火)
定款一部変更の件 B の効力発生日	平成 21 年 9 月 4 日(金)

### 全部取得条項付普通株式の取得

#### 全部取得条項付普通株式の取得の件

##### 1. 全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由

定款一部変更の件 A でご説明しておりますとおり、双日および当社の保有する経営資源を相互補完的に活用し、それらの力を組み合わせることで一層魅力ある ICT (Information and Communication Technology) ソリューション & サービスの創出ならびに提供が可能となることに加えて、これらを国内市場のみならず海外市場で展開していくことで、双日および当社の企業価値の更なる向上を図ることができるものと判断いたしました。

全部取得条項付普通株式の取得の件 (以下「全部取得の件」といいます。) は、本完全支配化手続のうちとして、会社法第 171 条ならびに定款一部変更の件 A および定款一部変更の件 B による変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、当社が株主様 (当社自身を除きます。) から全部取得条項付普通株式を取得し、当該取得と引換え

に以下に定めるとおり、株主様に対し取得の対価を交付するものであります。

上記の取得の対価は、定款一部変更の件 A により設けられる A 種種類株式とし、全部取得の件が承認された場合、双日および住友商事以外の各株主様に対して取得の対価として割当てられる当社 A 種種類株式の数は、1 株未満になる予定であります。このように交付される A 種種類株式の数が 1 株未満の端数となる株主様に関しましては、会社法第 234 条の定めに従って以下のとおりの 1 株未満の端数処理がなされ、最終的には現金が交付されることとなります。

当社では、全部取得の件が承認された場合に、株主様に割当てられることとなる 1 株未満の端数の合計数(ただし、会社法第 234 条第 1 項により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する数の A 種種類株式について、会社法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て双日に対して売却することを予定しております。この場合の当社 A 種種類株式の売却代金につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られる場合には、別途定める基準日において各株主様が保有する当社普通株式数に 1,000 円(双日が本公開買付けを行った際における買付価格)を乗じた金額に相当する金銭を各株主様に対して交付できるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

## 2. 全部取得条項付普通株式の取得の内容

### (1) 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得の対価およびその割当てに関する事項

会社法第 171 条ならびに定款一部変更の件 A および定款一部変更の件 B による変更後の定款の規定に基づき、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに、取得日(下記(2)において定めます。)において、別途定める基準日(取得日の前日を基準日とすることを予定しております。)の最終の当社株主名簿に記載または記録された普通株主様(当社自身を除きます。)に対して、その所有する全部取得条項付普通株式 1 株につき、A 種種類株式を 720,325 分の 1 株の割合をもって交付します。

### (2) 取得日

平成 21 年 9 月 4 日といたします。

### (3) その他

全部取得の件に定める全部取得条項付普通株式の取得は、定款一部変更の件 A に定める定款変更および定款一部変更の件 B に定める定款変更の効力が生ずることを条件として、効力が生ずるものとします。なお、その他の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

### 3. 上場廃止

本定款一部変更等の結果、当社普通株式は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の上場廃止基準に該当しますので、当社普通株式は平成 21 年 7 月 29 日から平成 21 年 8 月 28 日までの間、整理銘柄に割当てられた後、平成 21 年 8 月 29 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所において取引することはできません。

#### ・本定款一部変更等の日程の概容（予定）

上記定款変更等の概略（予定）は以下のとおりです。

臨時株主総会および普通株主様による種類株主総会基準日設定公告	平成 21 年 4 月 30 日（木）
臨時株主総会および普通株主様による種類株主総会基準日	平成 21 年 5 月 15 日（金）
臨時株主総会および普通株主様による種類株主総会招集に関する取締役会決議	平成 21 年 6 月 25 日（木）
臨時株主総会および普通株主様による種類株主総会開催	平成 21 年 7 月 28 日（火）
種類株式発行に係る定款一部変更(上記の定款一部変更の件 A)の効力発生日	平成 21 年 7 月 28 日（火）
全部取得条項を付すための定款一部変更(上記の定款一部変更の件 B)の通知公告	平成 21 年 7 月 29 日（水）
全部取得条項付普通株式全部の取得および A 種種類株式交付の基準日設定に関する通知公告	平成 21 年 7 月 29 日（水）
整理銘柄への指定	平成 21 年 7 月 29 日（水）
当社普通株式の売買最終日	平成 21 年 8 月 28 日（金）
当社普通株式の上場廃止日	平成 21 年 8 月 29 日（土）
全部取得条項付普通株式全部の取得および A 種種類株式交付の基準日	平成 21 年 9 月 3 日（木）
全部取得条項を付すための定款一部変更(上記の定款一部変更の件 B)の効力発生日	平成 21 年 9 月 4 日（金）
全部取得条項付普通株式全部の取得および A 種種類株式交付の効力発生日	平成 21 年 9 月 4 日（金）

以 上